

第2回京都市プール制検討委員会

# 資 料

平成21年8月27日

京都市保健福祉局子育て支援部保育課

# 目 次

I	プール制の論点整理について	.....	1
II	他都市事例紹介	.....	9
III	今後の日程等	.....	17
【参考資料】	プール制の概要について（再掲）	.....	19

## I プール制の論点整理について

### 1 プール制に対する様々な意見や課題としての指摘から見えてくるもの

#### (1) プール制に対する様々な意見，課題としての指摘

プール制の基本的な理念は，各民営保育園の相互扶助の精神に基づき，民営保育園が経費を拠出しあって，余裕のある園から不足気味の園へ経費を再配分し，京都市民営保育園全体として統一した「配置基準」と「給与体系」を維持し，もって，保育園の円滑な運営の確保や児童処遇向上を図ろうとするもの。【京都市民間保育園職員給与等運用実施要綱】

しかし ⇒ 昭和47年の制度創設から約40年が経過し，様々な声が寄せられている。

諮問書にも挙げられている主なものとして，

- ① 現在においても各園の相互扶助を前提とした制度と言えるのか
  - ② 現行の配分基準は本当に公平なのか
  - ③ もっと各保育園の自由裁量が働く余地を多くできないのか
  - ④ 多機能な保育需要に各保育園の創意工夫で応えられるシステムとして構築できないか
- がある。

(2) 意見，課題としての指摘の考察

〔諮問書に挙げられている指摘①〕

「現在においても各園の相互扶助を前提とした制度と言えるのか」

『相互扶助』とは …

「各保育園が経費を拠出し合う」こと，また，「その拠出したものが結果的に自らの園ではなく，他の園のために配分されることを制度として受け入れている」こと

この『相互扶助』のため，各保育園が実際に拠出している額

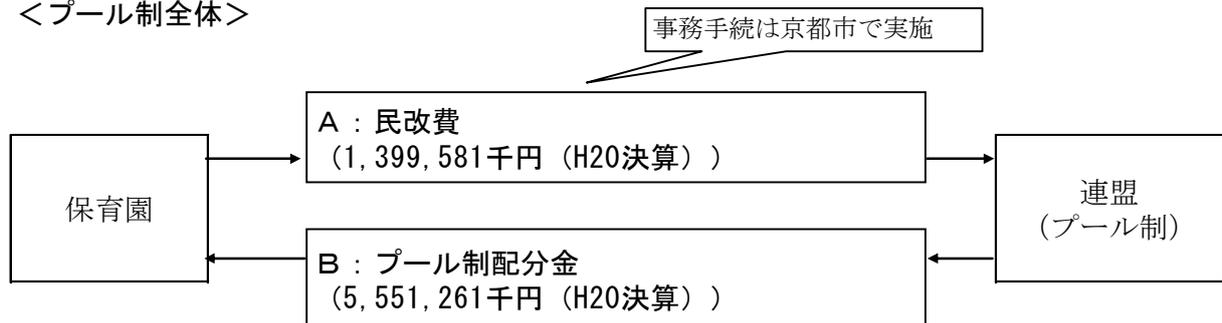


国基準運営費の加算部分である「民改費（人件費部分）」

※各保育園がプール制に拠出している額「民改費」…約 14 億円（H20 決算）

## 拠出（民改費）とリターン（プール制配分金）のイメージ

<プール制全体>

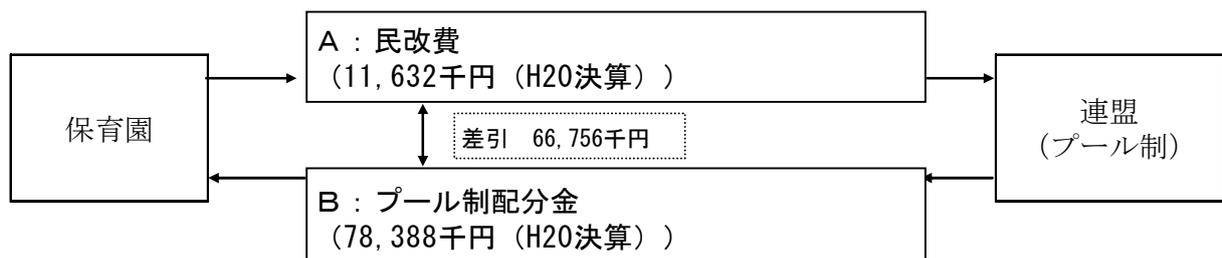


つまり、 $B - A$ の額（4,151,680千円）が各保育園にとって、プール制配分によるメリットということになる。

※平均配分倍率（ $B \div A$ ） … 3.97倍

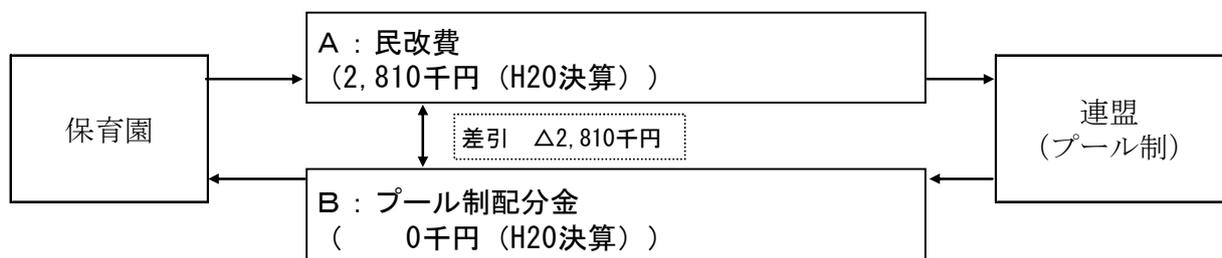
個別園で見ると・・・

<プール制配分金が多い園（例）>



※配分倍率（ $B \div A$ ） … 6.74倍

<プール制配分金が少ない園（例）>



※配分倍率（ $B \div A$ ） … 0.00倍

このように、園によっては平均を大きく超えるリターンがある一方、民改費が持ち出しとなっている園がある。（参考資料1を参照）

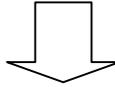
【民改費が持ち出しとなっている園】

< 配分倍率1.0未満（抜粋） >

(単位 円)

NO	定員	プール制配分金	民改費	配分倍率	持ち出し額
		(年間支払額) C	(年間支払額) D	C/D	C-D
209	60	5,032,000	5,272,440	0.95	△ 240,440
214	60	3,608,000	4,565,290	0.79	△ 957,290
215	45	3,369,000	3,399,390	0.99	△ 30,390
216	60	3,034,000	3,272,820	0.93	△ 238,820
218	60	1,939,000	4,675,560	0.41	△ 2,736,560
219	60	1,902,000	3,892,080	0.49	△ 1,990,080
220	45	1,725,000	2,559,420	0.67	△ 834,420
221	60	1,661,000	4,307,110	0.39	△ 2,646,110
222	30	0	3,503,340	0.00	△ 3,503,340
223	60	0	3,248,400	0.00	△ 3,248,400
224	60	0	2,809,800	0.00	△ 2,809,800
合計		22,270,000	41,505,650		△ 19,235,650

拠出したものが結果的に自らの園ではなく他の園  
 のために配分された部分  
 ⇒すわなち『相互扶助』している部分



【論点①】

プール制総額約180億円の規模からすれば、0.1%に過ぎず、**相互扶助を前提とした制度とまで言えるのか**、また、**当該相互扶助を継続する必要があるのか**。

【論点②】

民改費は国基準運営費の一部であることから、本来的には各保育園に支出されるべき額であるとの考え方もある。その考え方に立てば、**持ち出し額が0円となる仕組みを構築しておかなければならないこととなる**。その場合、ますます相互扶助の意味合いが薄れることとなる。

〔諮問書に挙げられている指摘②〕

現行の配分基準は本当に公平なのか

プール制配分金 … 多い園と少ない園では約 7,800 万円の開き



プール制配分金が多くなる要素

- ①園の規模が大きいこと
- ②児童数・特例保育児童数が多く職員の認定数が多いこと
- ③在職年数が長いこと など

プール制配分金をプール制による認定職員数当たりの額で比較してみる。

(参考資料 2 を参照)

そこからは …

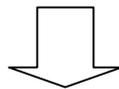
プール制配分金の絶対額が多い ≠ 認定職員数あたりの配分額が多い  
が伺える。

プール制の基準には、そもそも、施設規模や児童数の多寡に応じた段階的配分が想定されている。とすれば、各保育園が標準的な職員構成（職員の年齢や在職年数がまんべんなく分布しているなど。）であるならば …

⇒ 認定職員数あたりのプール制配分額にはそれほどバラつきはないはず。

しかし、参考資料 2 では、

認定職員数一人当たり 最大 約 380 万円の開きがある。



〔論点〕

プール制配分金の認定職員数一人当たり 約 380 万円の差異（プール制における保育士のモデル年収の差異 約 400 万円〔参考資料 10 参照〕を踏まえると）は、**制度として妥当な範囲であるのか**。また、**公平な配分基準であると言えるのか**。

〔諮問書に挙げられている指摘③〕

もっと各保育園の自由裁量が働く余地を多くできないのか

『自由裁量』とは …

保育園の運営経費として支給された額を、園が（園長が）独自の経営理念等のもと、園独自の給与制度や園の特色を出す様々な取組（例えば、保育の中で園児の造形に力を入れる、給食の素材・質を充実させるなど）を主体的に判断し活用すること

プール制所要額は、大きく分けると3つに分類することができる。

区 分	概 要	園の自由裁量
A 職員の配置基準	認定職員数が多くなればなるほどプール制所要額も大きくなる。	なし
B 職員の給与格付	算定された認定職員数に対して、個々の職員の給与格付（給与表の号給等に応じた所要額の算定）を行う。同じ職員数でも、個々の職員の在職年数等により所要額が異なってくる。	なし
C 運営改善費	職員認定数や定員規模の区分により、労働条件改善費・運営条件改善費・給食業務改善費として算定。	あり

A及びBは、個々の職員に支払われる給与を基準に算定されるものであり、各保育園においては、その基準を前提に各職員に給与を支払うこととなる

⇒ 園にとって裁量の余地は極めて少ないものである。

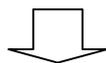
Cは、認定職員数や定員規模によって所要額を算定するものではあるが、その用途については、個々の職員の給与等に縛られることがない。

⇒ 園にとって裁量の余地は多い。

プール制は、統一の給料表により職員の給与格付を行う関係上、その基準を前提に職員に給与を支払っていけば、給与に関しては園運営が可能となっている

↓ 反面

園としての職員の給与制度を含めた園運営をどのように行っていくかという経営感覚が喚起されにくいものとなっている。



〔論点〕

各保育園の自由裁量範囲を拡大し、園の経営感覚を向上させることにより、各保育園の地域や実情に応じたきめ細やかな多様な保育が促進される仕組みが必要なのではないか。

〔諮問書に挙げられている指摘④〕

多機能な保育需要に各保育園の創意工夫で応えられるシステムとして構築できないか

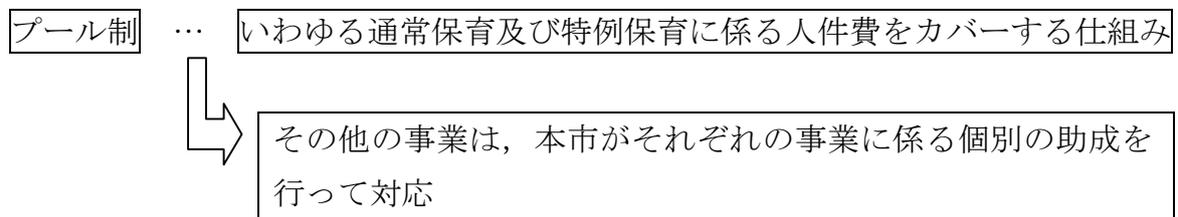
現在、保育園に求められている機能・役割は、従前にも増して幅広い。

(例) ①地域の子育て支援の拠点となること

②長時間の保育に対応すること

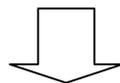
③障害児の受入や一時保育・休日保育を積極的に行うこと など

同時に、保育園が提供すべきサービスを着実に・継続的に提供することを担保することも重要。



したがって、

プール制の中で、多機能な保育需要に各保育園の創意工夫で応えられるシステムにするということは、



〔論点〕

いかに各保育園のインセンティブを引き出すプール制配分基準を構築するか

同時に、

基本的サービスの提供がおろそかになっている場合には、配分基準が逆に厳しく

なるような仕組みが必要なのではないか。

⑤ その他

**プール制** … 京都市民営保育園統一の「配置基準」・「給与体系」



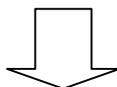
職員処遇の改善，児童処遇の改善



京都の保育の質の向上に寄与

このため、本市は約40億円の財政支援(税金投入)を行っている。

これまでは… 多額の税金が投入される事業として、事業の仕組みや役割、資金の流れ・使途などが、広く市民に対し必ずしもオープンではなかった。



〔論点〕

プール制によって、各保育園にどのような項目でどれぐらいの資金が配分されているかなどについて、**説明責任を果たすため積極的に開示する方策**が必要なのではないか。

## Ⅱ 他都市事例紹介

政令指定都市等の年齢別保育士配置基準及び人件費関係の助成金における「給与格付」の有無をまとめると次のとおりとなる。(なお、配置基準については、参考資料3を参照。)

＜政令指定都市等における民間保育園に係る職員配置基準・給与格付の状況＞

都市名	年齢別 保育士配置基準	給与格付	都市名	年齢別 保育士配置基準	給与格付
札幌市	国基準と同様	なし	浜松市	国基準と同様	なし
仙台市	市基準	なし	名古屋市	国基準と同様	あり
新潟市	市基準	なし	京都市	市基準	あり
さいたま市	国基準と同様	なし	大阪市	市基準	あり
千葉市	市基準	なし	堺市	市基準	なし
東京都 (※1)	—	なし	神戸市	国基準と同様	なし
川崎市	市基準	なし	広島市	国基準と同様	なし
横浜市	市基準	なし	北九州市	国基準と同様	なし
静岡市	国基準	なし	福岡市	国基準と同様	(あり) (※2)

注1) 平成20年度政令指定都市等を対象とした。

注2) ここでいう給与格付とは、民間保育園個々の職員について、資格や経験年数等を基に、行政又は関連団体が一元的に統一的な給料表に給与格付し、それを基に助成金額等の算定を行うことをいう。

(※1) 東京都については、過去にモデル給料表を運用していたが、多様な種別の保育サービスを推進するための制度へ移行した。

(※2) 福岡市については、福岡市保育協会が示すモデル給与規程に基づき、各園が独自に給与格付を行っているもの。

# 1 名古屋市運営費補給金

名古屋市においては、社会福祉施設における公民格差の是正を目的として、昭和49年から民間社会福祉施設運営費補給金制度を運用しており、これは、職員の給与格付と配置基準の改善を中心とした制度である。

職員の給与格付と配置基準の改善は、本市のプール制とも類似した仕組みであるため紹介する。

(1) 運営主体 名古屋市

(2) 概要

ア 職員給与格付

国基準運営費における職員の本俸は、職種により一律となっているが、本制度では、経験年数等に応じて個々の職員給与を格付することとされている。

イ 職員配置基準の改善

職種	国基準	名古屋市基準
施設長	1人	1人
保育士	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児 20:1 4歳児以上 30:1 (内1人は主任保育士)	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児 20:1 4歳児以上 30:1 (内1人は主任保育士)  産休あけ保育加算 1人 4/1 産休あけ児3人以上 (4月～12月までの延数27人以上) 3歳未満児加算Ⅰ 1人 4/1 3歳未満児30人以上 0歳児1人以上 3歳未満児加算Ⅱ 1人 4/1 3歳未満児40人以上 0歳児5人以上 産休あけ児1人以上 障害児保育加算 (指定保育所) 中度 3:1 軽度 5:1
予備保育士	定員90人まで1人 (定員91人以上非常勤1人)	1人
調理員等	定員45人まで1人 定員46人以上2人 定員151人以上3人 (非常勤含む)	定員150人まで 2人 定員151人以上 2人+非常勤1人

(3) 本市プール制との比較

ア プール制と名古屋市の職員配置基準等の比較

区 分	民営基準（プール制基準）	名古屋市基準
保育士 年齢基準	(入所児童数に対して)	※国基準と同等 (入所児童数に対して)
0歳児	3 : 1	3 : 1
1歳児	5 : 1	6 : 1
2歳児	6 : 1	20 : 1
3歳児	15 : 1	30 : 1
4歳児	20 : 1	
5歳児	25 : 1	
休憩加配 (名古屋は予備保育士)	全施設…常勤2名 ただし、特例完全実施かつ特例児(0~1歳)在園又は定員30%以上特例児在園の場合のみ。条件に満たない場合は1名。	1名
特例保育加配	特例児による年齢基準数 × 0.3	—
産休あけ保育加算	—	1名 産休あけ児3人以上 (4月~12月まで延べ27人以上)
3歳未満児加算Ⅰ	—	1名 3歳未満児30人以上 かつ0歳児1人以上
3歳未満児加算Ⅱ	—	1名 3歳未満児40人以上 かつ0歳児5人以上 かつ産休あけ児1人以上
調理員配置基準	共通事項 ・定員59人以下…常勤1名 ・定員60人以上…常勤2名  調理加配(常勤) ・定員90人以下かつ 0歳児6人以上 …1名 ・定員91~120人かつ 0歳児5人以上 …1名 ・定員121~150人かつ 0歳児4人以上 …1名 ・定員151人以上 …1名 ただし、国運営費による非常勤単措置分のみ (プール制外)	定員150人以下…常勤2名 定員151人以上…常勤2名 +非常勤1名

## イ 職員数算定の例

(定員60人)

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
定員内	5	5	10	15	12	13	60
(うち特例)	(4)	(2)	(3)	(6)	(9)	(8)	(32)



区分	保育士	調理員	計
プール制	9	2	11
名古屋市	8	2	10
差引	1	0	1

(定員90人)

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
定員内	10	9	18	17	14	22	90
(うち特例)	(9)	(7)	(12)	(11)	(7)	(16)	(62)



区分	保育士	調理員	計
プール制	15	3	18
名古屋市	13	2	15
差引	2	1	3

(定員120人)

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
定員内	12	19	19	21	21	28	120
(うち特例)	(9)	(12)	(8)	(9)	(9)	(14)	(61)



区分	保育士	調理員	計
プール制	19	3	22
名古屋市	17	2	19
差引	2	1	3

(定員150人)

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
定員内	6	17	26	27	36	38	150
(うち特例)	(3)	(3)	(7)	(7)	(8)	(11)	(39)



区分	保育士	調理員	計
プール制	18	3	21
名古屋市	17	2	19
差引	1	1	2

(定員180人)

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
定員内	9	28	31	38	37	37	180
(うち特例)	(4)	(14)	(16)	(20)	(12)	(10)	(76)



区分	保育士	調理員	計
プール制	24	2	26
名古屋市	21	2	23
差引	3	0	3

※平成21年3月時点の児童数をピックアップしたもの。

※保育士はフリー経費定数を含む。調理員は常勤職員数。

※名古屋市に特例保育の制度はないが、延長保育等事業補助の一環（開所時間充実補助）として措置されている。

ウ 職員の給与格付の比較（給料表比較）

プール制給与表と名古屋市民間保育所職員給料表との比較  
 <保育士（短大卒）>

【プール制】

京都市民間保育園職員給与表  
 （平成21年4月）

名古屋市（民間保育所職員給料表）  
 （平成21年度）

<第1表 保育士> (主要部分)		<B等級(保育士)・短大> (主要部分)		差額(a)-(b)
号給	本 俸(a)	号給	本 俸(b)	
※ 17	161,700	※ 1	156,000	5,700
20	167,700	3	162,100	5,600
24	175,600	5	169,700	5,900
28	182,800	7	177,000	5,800
32	189,900	10	190,500	△ 600
36	197,000	12	198,800	△ 1,800
40	204,000	14	207,100	△ 3,100
44	211,000	16	215,500	△ 4,500
48	218,000	18	223,800	△ 5,800
52	231,700	20	231,900	△ 200
56	242,200	22	239,900	2,300
60	250,200	24	247,800	2,400
64	257,800	26	255,500	2,300
68	264,900	28	263,100	1,800
72	272,100	30	275,400	△ 3,300
76	278,800	32	287,900	△ 9,100
80	285,100	34	296,200	△ 11,100
84	291,200	36	304,400	△ 13,200
88	297,200	38	312,500	△ 15,300
92	302,500	40	320,500	△ 18,000
96	311,300	42	328,500	△ 17,200
100	314,700	44	335,800	△ 21,100
104	317,600	46	342,500	△ 24,900
108	329,000	48	348,800	△ 19,800
112	333,800	50	354,600	△ 20,800
116	338,100	52	358,700	△ 20,600
120	342,600	54	361,200	△ 18,600
124	347,000	56	362,900	△ 15,900
128	351,100	58	364,400	△ 13,300
132	355,100	60	365,900	△ 10,800
136	359,100	62	368,500	△ 9,400
140	362,600	64	372,500	△ 9,900
144	366,200	65 (上限)	374,500	△ 8,300
148	369,500		374,500	△ 5,000
152	372,400		374,500	△ 2,100
156	374,900		374,500	400
160	376,900		374,500	2,400
164	378,700		374,500	4,200
168	380,500		374,500	6,000

※短大卒（保育士養成施設卒）の初任給格付

エ 職員配置関係経費比較（プール制と名古屋市運営費補給金（人件費関係））

プール制（定員弾力化対策費含む）	名古屋市
平成 21 年度予算	平成 21 年度予算
職員処遇改善費 304,564 千円	格付人件費 1,746,552 千円
年休代替要員費 78,667 千円	3歳未満児保育士加配 852,346 千円
労働時間短縮対策費 509,106 千円	産休あけ保育士加配 195,994 千円
保育士加配対策費 1,046,470 千円	小規模調理員加配 60,256 千円
休憩保育士対策費 650,802 千円	分園設置加配 25,686 千円
特例保育対策費 926,648 千円	産休あけパート 79,476 千円
給食業務改善費 465,463 千円	3歳未満児途中入所補助 39,960 千円
小計 3,981,720 千円	合計 3,000,270 千円
定員弾力化対策費 214,055 千円	
合計 4,195,775 千円	
民営保育所数（平成 21 年度） 225 箇所 1 箇所当たり（年額） 18,648 千円	民営保育所数（平成 21 年度） 161 箇所 1 箇所当たり（年額） 18,635 千円
入所児童数（平成 20 年度民営月平均） 24,437 人 1 人当たり（月額） 172 千円	入所児童数（平成 21 年 4 月） 20,960 人 1 人当たり（月額） 143 千円

オ 主な特徴

区分	プール制	名古屋市運営費補給金
運営主体	(社)京都市保育園連盟	名古屋市
相互扶助	民改費（人件費分）の拠出	なし
資金のプール	あり	なし
給与格付	京都市民間保育園職員給与表による  保育士（短大卒・新規採用・1年毎昇給）を例に給料表を比較したところ、名古屋市制度の給料表の方が多くの時期でプール制基準を上回っていた。	名古屋市民間保育所職員給料表による
配置基準	国基準を上回る その他加配により国基準を更に上回る  主な規模の児童数を例に算定される職員数を比較したところ、プール制基準の方がより多くの職員が配置される結果となった。	国基準と同等 ただし、その他加配により国基準を上回る
園への支給額の算定方法	配置基準や給与格付、運営改善費等により算出したプール制所要額から国基準運営費（理論財源）を差し引いて算出	配置基準や給与格付、その他加算等により算出した額から国基準運営費相当額（民改費含む）を差し引くなどして算出
まとめ	名古屋市運営費補給金制度は、プール制に比べると配置基準よりも職員処遇に重点を置いている傾向がうかがえる。	

## 2 東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助制度（参考資料4を参照）

東京都では、過去に「民間社会福祉職員給与公私格差是正事業」を行っていた。

これは、都立で保育所を運営するとしたら必要となる給料表を作成し、それをもとに民間保育園へ補助を行うというものであった。

しかし、それだけでは様々な種別のサービス向上が見込めないことから、様々な保育事業を実施することに対し補助を行うよう制度を変更し、現在の「東京都民間社会福祉施設サービス推進費」により、更なるサービスの向上に努めている。

### (1) 実施主体 東京都

### (2) 概要

#### ア 対象施設

児童福祉法第39条に規程する保育所であって、適正な運営が確保されている次のいずれかに該当する施設。（認定こども園の認定を受けた保育所除く。）

(ア) 平成11年度以前に開設した社会福祉法人等立保育所

(イ) 平成12年度以降開設した社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人及び公益財団法人立保育所

#### イ 交付額

次の(ア)、(イ)により算定した額の合計額とする。

(ア) 基本補助 「東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱（保育所）（以下「要綱」という。）」別表1に定める単価に、当該年齢区分に応じた各月初日の在籍児童数を乗じて得た額の合計額

(イ) 施設の努力・実績加算の算定

##### a 特別保育事業等推進事業

要綱別表2に掲げる加算項目のうち、該当するものについて、同表に示す算定基準により算定した額の合計額

##### b 保育所地域子育て支援推進加算

(a) 要綱別表3に掲げる加算項目のうち、基準以上実施しているものについて、同表に示す算定基準により算定した額。ただし、保育拠点活動支援を除く。

(b) 要綱別表3に掲げる保育拠点活動支援を基準以上実施しているものについて、同表に示す算定基準により算定した額

##### c サービス評価・改善計画加算

要綱別表4に掲げる加算項目について、同表に示す算定基準により算定した額

### (3) 主な特徴

本制度は、様々な種別のサービスに対する補助金加算制度であり、各施設の努力をストレートに評価するものとなっている。

東京都の制度は、多機能な保育需要に各保育園の創意工夫で応えられるシステム、いわゆる各園のインセンティブを喚起する手法として、プール制の見直しにおいても、一定の参考になるものと考えられる。



### Ⅲ 今後の日程等

#### (1) スケジュール

日程	京都市プール制検討委員会	
8月	8/3 第1回京都市プール制検討委員会開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会の設置</li> <li>・委員紹介, 委員長選出</li> <li>・検討委員会の審議内容, 保育制度概要, 現行プール制概要等について事務局から説明</li> </ul>
	8/27 第2回委員会開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プール制検討に当たっての論点整理</li> <li>・他都市事例研究</li> </ul>
9月	中旬 第3回委員会開催	
10月	上旬 第4回委員会開催	
	下旬 第5回委員会開催	
11月	中旬 第6回委員会開催	
12月	中旬 第7回委員会開催	
	最終答申	
1月		
2月		
3月		
4月以降	新制度スタート	

#### (2) 次回の日程

第3回京都市プール制検討委員会

日 時：平成21年 月 日 ( )

内 容：具体的検討内容について議論

①具体的な見直し項目・手法 等



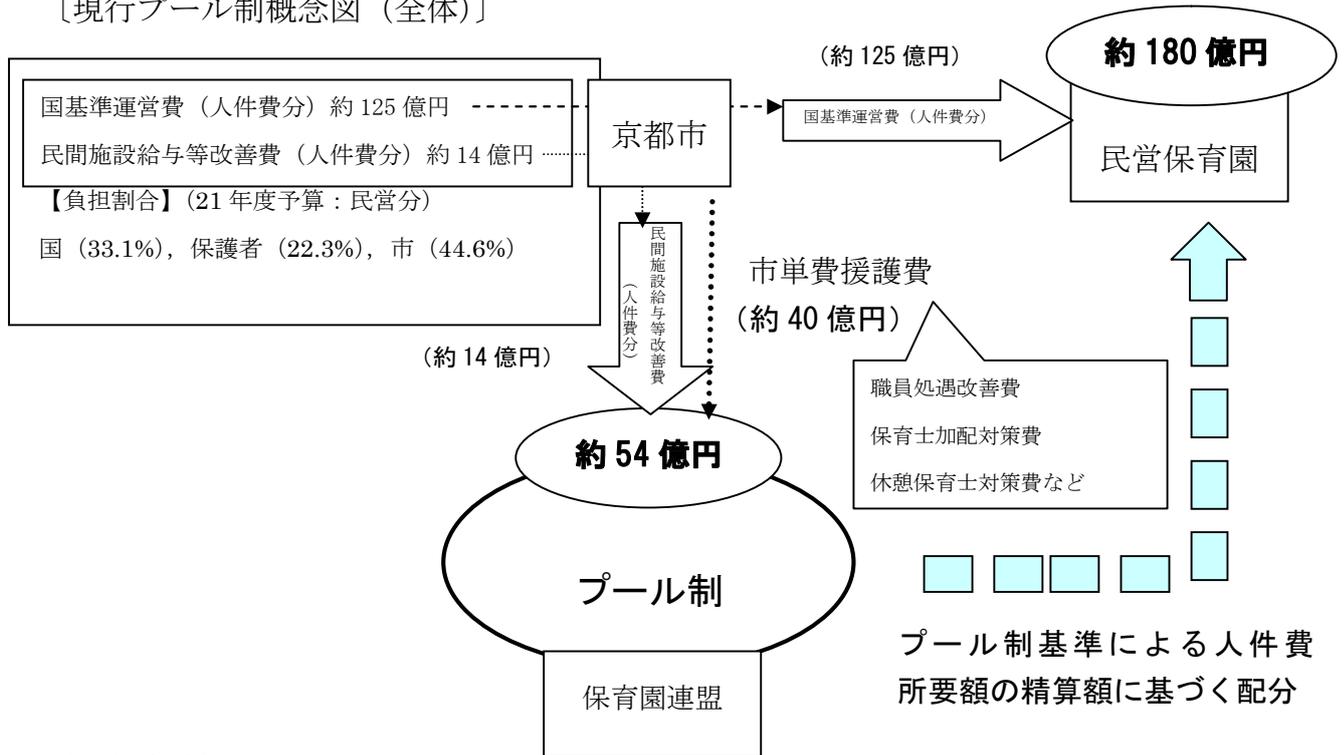
## 【参考資料】 プール制の概要について（再掲）

### 1 プール制の趣旨

#### (1) 基本的な仕組み

各保育園に支出される民間施設給与等改善費の人件費部分を各保育園が保育園連盟に拠出し、本市の単費援護費と合わせてプールし、一定の精算基準に基づき再配分するシステム。

〔現行プール制概念図（全体）〕



〔現行方式〕

- ① 「職員配置基準（本市基準）」に基づいた職員数を算定する。
- ② ①により算出された保育士・調理師について「市給料表に準じた給料表」に基づき社団法人京都市保育園連盟が給与格付を行い、人件費所要額を算出する。
- ③ ②に「運営改善費」部分を加算する。
- ④ 上記により積算された各園ごとの所要額から国基準運営費を差し引いた額を各園に再配分する。
- ⑤ プール制余剰金は繰越して累積させ、次年度以降の不足額に備えている。

(20 年度末… 7 億 5 千万円)

#### (2) 役割

ア 国基準の運営費は、保育所定員毎に一律の保育単価が決められている関係上、職員の在職年数の高い園は、給与支払い額が多くなる為、保育所経費は不足がちであり、逆に、新規開設園など比較的職員の在職年数が短い園には余裕があるものとなっている。

イ このため、各園毎には定期昇給つきの給与体系が確保しにくい仕組みとなっ

ている。

ウ そこで、相互扶助の精神に基づき、民営保育園が経費を拠出しあって、余裕のある園から不足気味の園へ経費を再配分し、京都市民営保育園全体として統一した「配置基準」と「給与体制」を維持し、もって職員処遇と児童処遇を改善しようとするものである。

(昭和47年から実施)

エ 京都市は、この制度を支える立場から、国基準を超える職員配置基準の確保など総額約40億円(平成21年度)の単費援護を行っており、国基準を大きく上回る保育水準を維持してきた。

## 2 プール制による配分基準

### (1) 職員配置基準

区 分	プール制基準	国基準
<b>保育士</b> 年齢基準	(入所児童数に対して)	(入所児童数に対して)
0歳児	3 : 1	3 : 1
1歳児	5 : 1	6 : 1
2歳児	6 : 1	
3歳児	15 : 1	20 : 1
4歳児	20 : 1	30 : 1
5歳児	25 : 1	
休憩加配	全施設…常勤2名 ただし、特例完全実施かつ特例児(0~1歳)在園又は定員30%以上特例児在園の場合のみ。条件に満たない場合は1名。	定員90人以下…常勤1名 定員91人以上…非常勤1名
特例保育加配	特例保育対象児(※1)による年齢基準数 ×0.3	—
フリー経費定数	上記により算出された認定保育士数のうち、1割相当分をフリー経費定数(※2)とする。	—

※1)「特例保育」とは、通常保育(午前8時30分~午後5時)の前後1時間(午前7時30分~8時30分、午後5時~6時の間の保育)

※2) 給与格付を行わず、非常勤職員単価でプール制所要額を算定する。

区 分	プール制基準	国基準
調理員等	< 共通事項 > ・定員 59 人以下…常勤 1 名 ・定員 60 人以上…常勤 2 名  < 調理加配 (常勤) > ・定員 90 人以下かつ 0 歳児 6 人以上 …1 名 ・定員 91～120 人かつ 0 歳児 5 人以上 …1 名 ・定員 121～150 人かつ 0 歳児 4 人以上 …1 名 ・定員 151 人以上 …1 名 (非常勤) (国運営費による非常勤単措置分のみ (プール制外))	< 基本 > 定員 45 名以下…常勤 1 名 定員 46 名以上…常勤 2 名  < 加配 > 定員 151 名以上 …非常勤 1 名

(2) 運営改善費

労働条件改善費	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職員定数+フリー経費定数</th> <th>年 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9 人以下</td> <td>1,440,000 円</td> </tr> <tr> <td>10 人～14 人</td> <td>2,124,000 円</td> </tr> <tr> <td>15 人～19 人</td> <td>2,484,000 円</td> </tr> <tr> <td>20 人以上</td> <td>2,880,000 円</td> </tr> </tbody> </table>			職員定数+フリー経費定数	年 額	9 人以下	1,440,000 円	10 人～14 人	2,124,000 円	15 人～19 人	2,484,000 円	20 人以上	2,880,000 円		
職員定数+フリー経費定数	年 額														
9 人以下	1,440,000 円														
10 人～14 人	2,124,000 円														
15 人～19 人	2,484,000 円														
20 人以上	2,880,000 円														
運営条件改善費	<table border="1"> <thead> <tr> <th>定 員</th> <th>年 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>60 人以下</td> <td>600,000 円</td> </tr> <tr> <td>61 人～ 90 人</td> <td>900,000 円</td> </tr> <tr> <td>91 人～120 人</td> <td>1,200,000 円</td> </tr> <tr> <td>121 人以上</td> <td>1,500,000 円</td> </tr> </tbody> </table>			定 員	年 額	60 人以下	600,000 円	61 人～ 90 人	900,000 円	91 人～120 人	1,200,000 円	121 人以上	1,500,000 円		
定 員	年 額														
60 人以下	600,000 円														
61 人～ 90 人	900,000 円														
91 人～120 人	1,200,000 円														
121 人以上	1,500,000 円														
給食業務改善費	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>定 員</th> <th>年 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">給食センター 外部委託 非利用園</td> <td rowspan="2">0 歳児 在園</td> <td>89 人以下</td> <td>720,000 円</td> </tr> <tr> <td>90 人以上</td> <td>1,440,000 円</td> </tr> <tr> <td>夜間園</td> <td>360,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※職員配置基準で、調理加配 (常勤) 園は除く。</p>			区 分		定 員	年 額	給食センター 外部委託 非利用園	0 歳児 在園	89 人以下	720,000 円	90 人以上	1,440,000 円	夜間園	360,000 円
区 分		定 員	年 額												
給食センター 外部委託 非利用園	0 歳児 在園	89 人以下	720,000 円												
		90 人以上	1,440,000 円												
	夜間園	360,000 円													

※ 上記基準による職員配置を行っているため、職員数が多い (プール制配分額が

多い) 条件としては,

ア 「児童数の定員が多い園 (入所児童が多い)」 ほど, 職員数も多くなる。

イ 入所児童のうち「年齢の低い児童が多く入所している」園ほど, 職員数も多くなる。

ウ 「特例保育対象児童が多い」園ほど職員数は多くなる。

(3) 「民営保育園統一の給料表」の採用 (京都市行政職給料表 1 級~3 級に準拠)

2 (1) によって確定された職員数の範囲内で, 各保育園から報告された個々の職員について給与格付を行い, 当該保育園のプール制所要額を確定させる。

定期昇給付きの給料表のため, 「平均在職年数が高い」園ほど所要額は高くなる。

### 3 プール制各園支払状況

(1) プール制配分金支払状況一覧

<20 年度実績 : 224 箇所>

年間配分額	箇所数
8,000 万円台	0
7,000 万円台	1
6,000 万円台	4
5,000 万円台	9
4,000 万円台	22
3,000 万円台	40
2,000 万円台	49
1,000 万円台	61
1,000 万円未満 500 万円以上	23
500 万円以下	12
支給なし	3

(2) プール制配分金支払状況と保育園 (所) 運営状況の比較 <20 年度実績>

配分金区分	プール制配分金	定員	0 歳児, 1 歳児 (21.3 時点)	特例保育比率	プール制認定職員数	平均在職年数	平均年齢
上位	78,388,000	180	16 人, 25 人	61.1%	29 人	17.4 年	43.9 歳
	68,734,000	120	19 人, 19 人	92.5%	26 人	16.8 年	40.4 歳
	66,071,000	225	9 人, 34 人	37.8%	29 人	17.3 年	45.3 歳
	63,322,000	120	13 人, 19 人	72.5%	23 人	17.4 年	41.4 歳
	61,310,000	150	12 人, 18 人	55.1%	24 人	17.8 年	45.1 歳
中位	24,914,000	60	7 人, 12 人	78.3%	14 人	11.2 年	38.1 歳
	24,891,000	60	8 人, 10 人	71.7%	14 人	11.1 年	36.7 歳
	24,836,000	150	6 人, 17 人	26.0%	20 人	7.8 年	34.9 歳

	24,662,000	180	3人, 8人	38.9%	19人	6.1年	31.2歳
	24,336,000	60	3人, 9人	50.0%	11人	16.5年	40.6歳
下位	1,725,000	45	0人, 2人	20.0%	5人	6.6年	34.6歳
	1,661,000	60	0人, 7人	20.0%	8人	12.0年	48.8歳
	0	30	8人, 7人	0.0%	8人	0.5年	21.5歳
	0	60	5人, 7人	25.0%	11人	3.9年	28.4歳
	0	60	3人, 8人	48.3%	11人	1.5年	40.3歳

(参考) 民営保育園 平均勤続年数 … 9.8年, 平均年齢 … 35.7歳

#### 4 プール制収支状況

(単位 億円)

年 度	1 2	1 3	1 4	1 5	1 6	1 7	1 8	1 9	2 0
単年度収支	△0.48	1.62	1.55	△1.34	△0.37	△0.13	0.37	1.61	3.45
累積収支	0.79	2.41	3.96	2.62	2.25	2.12	2.49	4.10	7.56

※端数処理の関係で、計算結果が異なる場合がある。